

山 監 第 N 3 1 0 4 - 6 号

平成 2 7 年 (2015 年) 7 月 9 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(教育委員会)

## 1 教育総務課

[問題点 支出関係について]

市内出張に伴う旅費が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

[改善措置]

ご指摘の市内出張の旅費は、山陽小野田市職員市内出張旅費支給規則に基づき、去る3月末に支給しました。

今後は、必ず支給します。

## 2 学校教育課

[問題点 補助金関係について]

幼稚園就園奨励費の算定に一部誤りがある。関係法令に基づき適切な処理をされたい。

[改善措置]

幼稚園就園奨励費は年間約650件の申請があり、申請から認定まで短期間に処理を行わなければなりません。この認定作業に電算処理システムを導入しておらず、基本的に手作業で行っています。そのため、平成25年度監査のご指摘を踏まえ、平成26年度は担当者まかせとせず、係長が中心となって作業を分担し、慎重に処理しましたが、一部に誤りが見つかりました。これは、年度内に幼稚園を通じて修正しました。

平成27年度から子ども子育て支援に係る新制度が始まり、施設型給付型に移行した幼稚園には幼稚園就園奨励費の支給がなくなります。本市では、既に2つの園が移行しており、今後、その動きが広がり、将来、幼稚園就園奨励費の支給対象幼稚園がなくなる可能性があります。

そのため、今後も電算処理システムは導入せず、手作業で行い、これに

ミスがないよう二重・三重のチェックをかけ、適切に処理する体制を課全体で構築します。

### 3 本山小学校・中央図書館・青年の家

[問題点 行政財産管理について]

施設使用許可申請に伴う使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、適切に処理されたい。

[改善措置 本山小学校]

算定を誤っていた学校施設使用料は、納付者に説明し、過徴収分を還付しました。算定誤りの原因は、条例に午前9時から正午までの使用料は640円と定められているところ、その確認を怠り、840円徴収したためです。再発防止のため、使用料の徴収事務に携わる会計職員全員が使用料の額と算定方法を再確認しました。

使用料の収納については、「市の公金収納と管理適正化の方針（第1次改訂版）」の「2 現金収納に関する改善策」に基づき、担当職員と校長又は教頭の2人で、収納1件ごとに①受領した現金と、②納付書、③使用許可申請書、④使用許可書（控）のそれぞれに記載した額が全て一致しているかを確認し、その結果を「学校施設使用料収納手続き処理一覧表」に記入・押印する作業を複数人で行っています。

これを確実に継続することで、誤りがないよう処理して参ります。

[改善措置 中央図書館]

使用料算定に誤りがあったものは、使用者に説明し、不足分を納付していただきました。算定誤りの原因は、条例に山陽小野田市民以外の者が使用する場合、所定使用料の100分の50に相当する額を加算する旨規定されているところ、市外の使用者であることを見落とし、加算していなかったためです。再発防止のため、「公金収納と管理適正化の方針（第1次改訂版）」の「2 公金収納に関する改善策」に基づき、使用許可の際、許可申請書に記載された内容と算定した使用料が整合していることを担当職員と副館長、主査又は主任の2人で確認する作業を徹底しました。

使用料の収納については、①現金の額と、②納付書、③使用許可申請

書、④使用許可書（控）のそれぞれに記載した額が全て一致していることを確認し、その納付日までを「図書館施設利用料等納入確認票」に記入・押印する作業を複数人で行っています。

これらを確実に継続していくことで、誤りがないよう処理して参ります。

#### [改善措置 青年の家]

算定を誤っていた使用料は、使用者に説明し、不足分を納付していただきました。算定誤りの原因は、「時間単価×市外割増×時間数」の計算を行った後、10円未満の端数を切り捨てなければならないところ、時間数を掛ける前の「時間単価×市外割増」の段階で、10円未満を切り捨てたためです。再発防止のため、使用料の徴収事務に携わる会計職員全員が使用料の額と算定方法を再確認しました。

使用料の収納については、青年の家の職員2人で、現金と、納付書、使用許可申請書、使用許可書（控）に記載した額が全て一致しているかを確認しているほか、青年の家所長と青年の家の兼務辞令を受けている社会教育課の職員が半月に一度、定期的に青年の家に赴き、納付書（控）と使用許可申請書、使用許可書（控）の照合を行っています。また、計算誤りによる過誤納が発生しないよう、使用許可申請書に計算式を記載することとしました。

これを確実に継続することで、誤りがないよう処理して参ります。

## 4 須恵公民館

#### [問題点 収入関係について]

公民館使用許可申請に伴う使用料納付額が許可書（控）の金額と一致していない。原因を究明し、適切な処理をされたい。

#### [改善措置]

使用料の納付額が複数の使用許可書（控）に記載した額の合計額より少なかった理由は、480円の納付漏れが1件あったためでした。発生の原因は、納付書と使用許可書（控）に記載した額を突合せず、かつ、480円の現金に気付かず、指定金融機関に収納したためでした。この480円

の現金は、平成27年5月8日に収納しました。

再発防止のため、館長と公民館主事との2人で、①受領した現金と、②納付書、③使用許可申請書、④使用許可書（控）に記載した額が全て一致していることを確認する作業を徹底しました。

これを確実に継続し、「市の公金収納と管理適正化の方針」を遵守することで、誤りがないよう処理して参ります。